

安全で住みよい  
まちづくり

# 防災への意識改革

Vol.304

## 家具転倒防止金具を無償で取り付けます

南海トラフ地震が発生すると、想定される地震の強さは「震度7」。

これは、東日本大震災や熊本地震の最大震度と同じです。

巨大地震が発生すれば、食器棚やたんすなど、自宅の家具は凶器になるかもしれません。

そのような不安を少しでも減らしませんか。

皆さんの大切な命や財産を守るため、町では、家具転倒防止金具を無償で取り付けています。

今年度は、50件まで実施する予定です。

### ■ 申込期限 11月30日(金)

閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分までの間に防災交通課窓口へお越しください。



### ■ 対象

町内に住所があり、次のいずれかに該当する世帯

- ① 満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳3級以上の方が属する世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳3級以上の方が属する世帯
- ④ 療育手帳B判定以上の方が属する世帯
- ⑤ 母子世帯で義務教育就学中または就学以前の子どもが属する世帯(義務教育修了後の子どもがいる場合は対象外)
- ⑥ 愛知県特定疾患医療給付を受給している方

のうち、重症患者の認定を受けている方が属する世帯

- ⑦ ①～⑥に準ずる世帯で、障害者手帳などの交付を受けていないが、税法上の特別障害者控除に該当する方が属する世帯

### ■ 申し込み方法・手順

- ① 防災交通課窓口で申請書を記入してください。(印鑑必要)
- ② 取り付けを希望する家具などを下見する日程を調整するため、後日、防災交通課から電話で連絡をします。
- ③ 町が委託契約した施工業者と防災交通課担当者が訪問し、下見をします。
- ④ 施工業者と取り付け作業日時を決定します。

### ■ 取り付け対象となる家具

居住する家屋の寝室や居間などに設置してある家具(洋服たんす、和たんす、食器棚など)が対象です。家電や仏壇は対象外です。

金具を取り付ける家具は1世帯4点までで、チェーンやL型金属金具などを使用し、壁・柱などに固定します。費用は町が負担します。固定するために家具の移動が必要な場合は、事前に移動をお願いします。

### ■ 問い合わせ先

防災交通課防災係

☎(48)1111(内1209・1210)



**防災行政無線情報は電話でも**

防災行政無線が聞き取りにくい場合は、**☎(48)7030**で確認してください。最新のメッセージを聞くことができます。

防災交通課 ☎(48)1111(内1210)

